

2005年4月27日

各位

会社名 日立電線株式会社
代表者 執行役社長 佐藤 教郎
(コード番号 5812 東証・大証1部)
問合せ先 人事総務本部 総務部長
石川 正昭
(TEL. 03-5252-3261)

電子公告制度の導入に関するお知らせ

当社は、2005年4月27日開催の取締役会において、電子公告制度の導入を目的として定款を変更することの承認を求める議案を、2005年6月29日開催の当社第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款を変更する趣旨及び理由等

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律(平成16年法律第87号)」が2005年2月1日に施行され、電子公告制度が導入されたことから、わが国におけるインターネットの普及状況を勘案し、かつ、公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、定款を変更しようとするものです。

2. 変更案の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現行定款規定	定款変更案
第4条(公告の方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第4条(公告の方法) 当会社の公告は、 <u>電子公告によりこれを行う。但し、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u> 日本経済新聞に掲載してこれを行う。

(注1)上記の内容については、2005年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において付議する「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

(注2)なお、公告を掲載するホームページアドレスは、定時株主総会終結後に開催予定の取締役会において決定する予定です。

以上